

瀬戸市児童発達支援センター のぞみ学園

医療的ケア実施 ガイドライン

瀬戸市

令和6年（2024年）4月

はじめに

近年の医療・技術の進歩を背景として、医療機関での長期入院後も継続的に痰の吸引や経管栄養、医療機器の装着などを日常的に必要とする医療的ケア児（以下「医ケア児」という）が増加しています。それに伴い、医ケア児の心身の状況に応じた適切な支援を受けられるようにすることが課題となっています。医ケア児とその家族が安心して生活を送るためにも、保険・医療・福祉が連携した支援が求められており、令和3年に医療的ケア児及びその家族に対する支援に関する法律が施行され、各地方公共団体は、医ケア児及びその家族に対する支援にかかる施策を実施する責務を有すると規定されました。

これらの背景を踏まえ、瀬戸市では、令和3年4月1日からのぞみ学園に医療的ケア対応の看護師を2名配置し、医ケア児の受け入れを開始しました。令和5年12月時点にのぞみ学園に在籍している医ケア児は3名で、看護師、保育士、保護者、主治医、園が十分な連携を取りながら対応しています。

このガイドラインは、園において医ケア児を受け入れる際の基本的事項、安全な受け入れ体制の整備や、保護者を含めた関係機関との連携、保護者・園側が留意すべき点等についてまとめました。障害のあるなしに関係なく、地域社会での子ども達の成長に必要であたり前の生活が保障されるよう、医ケア児の受け入れ推進に繋げていきたいと考えます。

令和6年4月

瀬戸市児童発達支援センターのぞみ学園
学園長

第1章 基本的事項

1 医療的ケアとは

一般的に在宅等で日常的に実施されている相対的医行為であり、日常生活に必要な医療的な生活援助です。園において実施する医療的ケアについては、保護者以外は医師の指示に基づいて看護師が実施しますが、安全確保のためには保育士等の職員も療育時間中の医ケア児の見守りや医行為に該当しない範囲での補助などを、看護師と協力しながら進めていくことが必要になります。

2 のぞみ学園で行う医療的ケアの内容

- (1) 酸素療法（酸素マスク、経鼻カニューレ又は気管切開部によるものをいう。）
- (2) 痰の吸引（口腔内、鼻腔内又は気管カニューレ内の吸引をいう。）
- (3) 経管栄養（経鼻、胃ろう又は腸ろうによるものをいう。）
- (4) 排泄援助（ストーマ管理又は導尿をいう。）
- (5) その他、園で対応可能な医療的ケア

3 対象年齢

3歳児クラス以上で集団生活が可能(入園前健康診断票で判断)な幼児

4 受け入れ体制

(1) 実施する時間

- ① 看護師の勤務時間帯内
- ② のぞみ学園の療育時間帯内
- ③ 当該園児がのぞみ学園内にいるとき

(2) 実施者

療育中の医療的ケアは看護師が行うものとします。ただし、看護師が不在時の医療的ケアについては保護者の対応とします。

(3) 医療的ケア園内検討会

園は医ケア児の受け入れにあたって医療的ケア園内検討会（以下「検討会」という。）を開催し、園長が最終的な責任をもって医療的ケア実施体制整備を行う。

(4) 園の環境整備

① 感染症対策

園における感染対策については、園の感染症対策ガイドラインに準じた対応を行います。

② 医療的ケアを実施する環境

医療的ケアの実施にあたって、園内の必要な環境整備を行います。医療的ケアの内容によって、医ケア児のプライバシー、安全対策、感染症対策など、医ケア児の状況に合わせた配慮をする必要があります。場合によっては、園の施設改修や備品の準備を行う必要があります。

(5) 職員研修

医ケア児の健康状態の理解と安全衛生に関する理解を深めるため、医ケア児の基礎疾患や障害の状況の理解、教室等の衛生管理の重要性、感染症の予防、医療的ケアの理解と手技の内容などに関する園内研修や個別研修の機会を設けます。

5 医療的ケア実施関係者の役割

(1) 園長

以下のとおり医療的ケアの総括管理を行います。

- ① 園における医ケア児受け入れについての総括的な責任を担います。
- ② 保護者や主治医との連絡の窓口になるとともに、園内で安全に医療的ケアが実施できるよう職員体制を組織します。
- ③ 医療的ケアの実施に当たっては医療的ケア児の健康状態の変化に応じた判断や対応ができるように常に準備します。

(2) 園長代理

園長業務の補佐を行います。

(3) 看護師

以下の医療的ケアに係る業務を行います。

- ① 主治医の医療的ケア指示書に基づき医療的ケア実施計画を作成し、医療的ケアを提供します。
- ② 主治医の医療的ケア指示書による医療的ケア以外に、主治医、嘱託医、保護者との連携の中で医ケア児の健康状態を適切に把握し、その情報を園内の職員と共有します。
- ③ 安全かつ適正な実施に向けて、医ケア児の日々の受け入れ方法や緊急時対応のマニュアル作成に専門的視点から関わります。
- ④ 必要な場合に保護者同意のもと受診に同行し、主治医との連携を図ります。

(4) 園職員

以下のとおり看護師の補佐、医ケア児の見守りを行います。

- ① 医療的ケアの実施の際、医行為に該当しない範囲において、看護師の業務を補佐し

ます。

- ② 医ケア児の体調の異変に気がいたら、適切な対応がなされるよう直ちに園長に伝達します。そのために園内での研修等で医ケア児の障害の内容や医療的ケアへの理解を深め、体調が変化したときの特徴なども理解しておく必要があります。

(5) 嘱託医

以下のとおり医ケア児の健康管理、園の環境への助言を行います。

- ① 園長は、保護者の同意を得て、医ケア児の医療的ケアの内容について嘱託医に報告します。
- ② 医療的ケアの指示については主治医が行いますが、嘱託医は園児全体の健康状況を把握し、園の療育環境等への助言を行います。

(6) 保護者

関係者との調整、家庭生活の見守りを行います。

- ① 園の利用に際して、保護者は主治医、園長、看護師等とのやり取りを行い、連携関係を構築していきます。
- ② 家庭生活での健康状態から集団療育を受けることが可能な状態か判断し、医ケア児の健康状態について登園時に口頭や連絡帳等を使って伝達します。

(7) 主治医

医療的ケアの指示、緊急時対応を行います。

- ① 医ケア児が園での集団生活が可能かどうかの判断を行い、診断書を作成します。
- ② 医療的ケアの内容や、緊急時の対応等について記載した医療的ケア指示書を作成します。
- ③ 園での療育中の医ケア児の様子等について報告を受け、園長や看護師等に助言します。

(8) 障害福祉の関係機関

医ケア児に関わる社会福祉課、健康課、児童発達支援センターを中心に、瀬戸特別支援学校、訪問看護ステーション、児童発達支援事業所等と連携しながら児へのより良い療育を実施していきます。

第2章 入園までの手続き

1 流れ

医ケア児の入園までの手続きについて

1 保育利用相談、見学

- ① のぞみ学園に見学の申し込みをする。
- ② 医療的ケア実施申請書を作成し、利用の相談をする。
※医療的ケア実施申請書は以下の QR コードからダウンロードできます。
 QR コード（のぞみ学園ホームページ）
- ③ のぞみ学園を利用するための手続等について説明を受け、申し込みに必要な書類を受け取る。※書類は自費がかかります。
 - ・ 医療的ケア指示書
 - ・ 障害福祉サービス等利用における医療的ケアの判定スコア

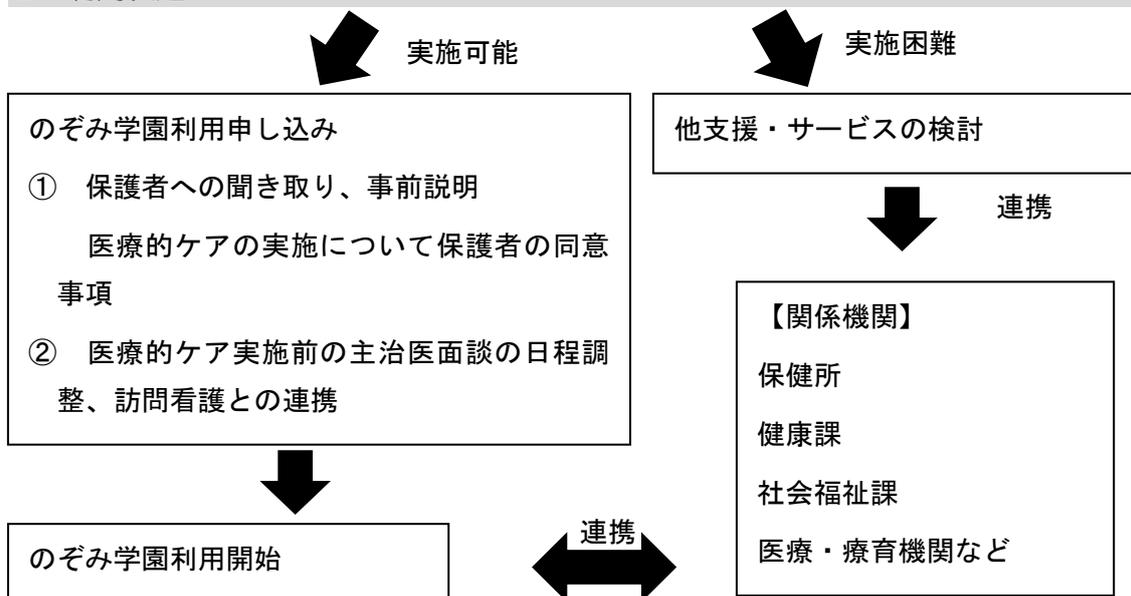
見学時に受け取った書類、医療的ケア実施申請書等を提出する。

医療的ケア実施可否の検討

医療的ケア実施の結果通知

2 利用申し込み

3 利用決定



2 必要な書類

書類名称	内容	作成者	関連ページ
医療的ケア 実施申請書	<ul style="list-style-type: none"> 園への見学申し込み時に保護者は瀬戸市長へ申込書を提出します。継続児であっても、毎年書類を提出し、内容を更新します。 依頼内容に変更がある場合は、その都度協議を行い、対応を検討します。 	保護者	12ページ
医療的ケア 実施申請に 対する決定 通知書	<ul style="list-style-type: none"> 園は医療的ケア実施申請書や医療的ケア指示書を元に医療的ケア園内検討会で協議した内容を保護者へ通知します。 	のぞみ学園	16ページ
医療的ケア の実施に係 る保護者の 同意事項	<ul style="list-style-type: none"> 保護者は園長から医療的ケア実施申請に対する決定通知書を受け取り、看護師が提供する医療的ケア内容等についての説明を受けたうえで、同意書を作成して市長に提出します。 	保護者	17ページ
医療的ケア 指示書	<ul style="list-style-type: none"> 具体的な医療的ケアの内容・方法・注意事項についての指示を記載したものです。 医ケア児の状態が変化した際には、主治医による新しい指示書の作成が必要になります。 	主治医	19ページ
医療的ケア 計画書	<ul style="list-style-type: none"> 主治医が作成した医療的ケアに関する指示書を元に、4か月毎に実施計画を作成します。 	看護師	21ページ

第3章 入園後の医療的ケア実施とその継続等

1 1日の流れ（例）

時間	療育内容	医療的ケア内容
10時	登園、排せつ	<ul style="list-style-type: none">・保護者から健康状態の確認・医療的ケアに使用する物品の確認・指示書に基づき適宜医療的ケアを実施する。
10時20分～	朝の会、水分補給 ホール遊び 室内遊び 戸外遊び 季節の遊び	
12時～	給食 午睡及び室内遊びや戸外遊び	
14時	おやつ 降園準備、排せつ	
14時30分～	帰りの会	
15時	降園	<ul style="list-style-type: none">・保護者へ園での医療的ケアの実施状況を伝える。・医療的ケアに使用する物品の返却

2 リスクマネジメント

園における安全対策については、園の緊急時対応マニュアルに準じた対応を行います。

また、担当看護師と保育士間で医ケア児の情報や保育内容について日ごろから十分に共有し、密な協働体制を築きます。

瀬戸市のぞみ学園医療的ケア実施要綱

(目的)

第1条 この要綱は、医療的ケア児及びその家族に対する支援に関する法律（令和3年法律第81号。以下「法」という。）に基づき、瀬戸市児童発達支援センターに関する条例（平成29年瀬戸市条例第30号）第3条に規定する瀬戸市のぞみ学園（以下「のぞみ学園」という。）において、医療的ケアが必要な当該学園に通園する児童に対し、看護師による医療的ケアを実施することにより、当該児童の健康の維持及び管理並びに安全な療育環境の整備を図ることを目的とする。

(定義)

第2条 この要綱において「医療的ケア」とは、医療機関としてのケアではなく、療育機関での支援として行うものであって、のぞみ学園で行う次に掲げるものをいう。

- (1) 酸素療法 酸素マスク、経鼻カニューレ又は気管切開部によるものをいう。
- (2) 痰の吸引 口腔内、鼻腔内又は気管カニューレ内の吸引をいう。
- (3) 経管栄養 経鼻、胃ろう又は腸ろうによるものをいう。
- (4) 排泄援助 ストーマ管理又は導尿をいう。
- (5) 前各号に掲げるもののほか第5条に規定する検討会において検討し、かつ、園長が必要と認めたもの

(対象児童)

第3条 医療的ケアの対象となる児童（以下「対象児童」という。）は、のぞみ学園に通園する児童であって、当該児童が家庭において日常的にその保護者が行っている医療的ケアを受けている

児童とする。

(医療ケアの実施等)

第4条 医療的ケアは、のぞみ学園の看護師（以下「看護師」という。）が実施するものとする。

2 看護師が医療的ケアを実施するときは、看護師の勤務時間内であって、当該看護師がのぞみ学園に在園しているときとする。

(検討会の設置等)

第5条 市長は、医療的ケアの実施を円滑に進めるため、瀬戸市のぞみ学園医療的ケア園内検討会（以下「検討会」という。）を設置する。

2 検討会は、次に掲げる職員により組織する。

(1) 園長

(2) 園長代理

(3) 看護師

(4) クラス担任又は保育士

(5) 前各号に掲げるもののほか園長が必要と認める職員

3 検討会は、次に掲げる事項について検討する。

(1) 第6条、第9条及び第10条に規定する申請の内容に関する事項

(2) 医療的ケアの実施体制及び方法に関する事項

(3) 第2条第5号に規定する医療的ケアに関する事項

(4) 前3号に掲げるもののほか医療的ケアに関する事項

4 検討会の会議は、園長が招集し、園長が議長となる。

(利用申請)

第6条 医療的ケアの利用を希望する対象児童の保護者は、医療的ケア実施申請書（新規・変更・継続）（第1号様式）に必要事項

を記入し、主治医からの医療的ケアに関する指示書を添えて市長へ申請しなければならない。

(利用の決定)

第7条 市長は、前条の申請書が提出された場合は、当該申請に係る内容を検討会において検討し、受け入れの可否を医療的ケア実施申請に対する決定通知書（新規・変更・継続）（第2号様式）により当該申請をした保護者に通知する。

2 前項の規定により医療的ケアの実施の決定を受けた児童（以下「実施決定児」という。）の保護者は、医療的ケアの実施に係る保護者の同意事項（第3号様式）を入園までに市長へ提出しなければならない。

(利用決定の取消し)

第8条 市長は、実施決定児が、次の各号のいずれかに該当するときは利用の決定を取り消すことができる。

- (1) 実施決定児に対する医療的ケアの実施について、当該実施決定児の主治医が不相当と認めるとき。
- (2) 実施決定児の身体の状態変化により、のぞみ学園の設備では適切かつ安全な医療的ケアが実施できないと市長が認めるとき。
- (3) 実施決定児の保護者（以下「実施決定者」という。）が医療的ケアの実施に係る保護者の同意事項を市長へ提出しないとき。
- (4) 実施決定者が、偽りその他不正の手段により医療的ケアの実施の承認を受けたとき。
- (5) 前各号に規定するもののほか市長が適当でないと認めるとき。

(利用内容の変更)

第9条 実施決定者は、医療的ケアの内容に変更が生じた場合は、速やかに市長へ申請しなければならない。ただし、軽微な変更の場合は、この限りでない。

2 第6条及び第7条の規定は、前項に規定する申請について準用する。

(利用の継続)

第10条 実施決定者は、実施決定児の進級に伴い、継続してのぞみ学園を利用する場合は、あらかじめ市長へ申請しなければならない。

2 第6条及び第7条の規定は、前項に規定する申請について準用する。

(利用の中止)

第11条 園長は、次に掲げる事項が生じたときは、実施決定児に対する医療的ケアを中止し、当該実施決定児の保護者に連絡する。

- (1) 医療的ケアの実施前に、実施決定児の状態に異常が認められるとき。
- (2) 医療的ケアの実施中に、実施決定児の状態に異常が認められたとき。
- (3) 緊急又はやむを得ない事情により看護師が不在となるとき。
- (4) 医療的ケアの実施条件に変更又は不備が生じたとき。
- (5) 前各号に掲げるもののほか園長が諸条件を総合的に検討し、医療的ケアの実施が困難と判断したとき。

(委任)

第12条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は市長が別に定める。

附 則

この要綱は、令和6年1月1日から施行する。

第1号様式（第6条関係）

主治医について	1 医療機関名・診療科 ()	
	2 主治医氏名 ()	
	3 担当看護師名 ()	
	4 医療機関所在地 ()	
	5 医療機関電話番号 ()	
訪問看護ステーションについて	1 訪問看護ステーション名 ()	
	2 担当看護師名 ()	
	3 所在地 ()	
	4 訪問看護ステーション電話番号 ()	
緊急時の連絡先	1	氏名 ()
		続柄 ()
		電話番号 ()
	2	氏名 ()
続柄 ()		
電話番号 ()		

申請にあたり、医療的ケアをのぞみ学園で実施することについて主治医の承諾を得ています。医療的ケアに関する内容等に関して、必要に応じてのぞみ学園が主治医と連絡をとることについて同意します。

年 月 日

保護者氏名

第2号様式（第7条関係）

医療的ケア実施申請に対する決定通知書（新規・変更・継続）

年 月 日

様

瀬戸市長

先に申請のありました医療的ケア実施について、医療的ケア園内検討会で検討した結果を踏まえ、下記のとおり決定いたしましたので、お知らせします。

記

1 児童氏名 _____

2 医療的ケア実施

可 ・ 変更可 ・ 継続可

(1) 実施する医療的ケアの内容

(2) 担当看護師 _____

(3) その他

医療的ケアの実施に同意いただける場合には、医療的ケアの実施に係る保護者の同意事項（第3号様式）に必要事項をご記入の上、入園前に提出してください。

なお、医療的ケアの開始時期については、____月____日からを予定しています。

不可 ・ 変更不可 ・ 継続不可

実施不可の理由

医療的ケアの実施に係る保護者の同意事項

チェック欄	説明事項
□	<p data-bbox="339 315 576 349">園の利用について</p> <ul data-bbox="339 367 1358 450" style="list-style-type: none"> ・療育の利用日、利用時間は園の定めた時間とします。 ・園が特に認めた日（行事の日など）を除き、延長療育の利用はできません。
□	<p data-bbox="339 468 692 501">医療的ケアの実施について</p> <ul data-bbox="339 519 1453 1413" style="list-style-type: none"> ・あらかじめ主治医を受診し、園においてお子さんに必要な医療的ケア、緊急時の対応などを記載した指示書を提出する必要があります。また、<u>作成にかかる費用は保護者負担となります。</u> ・園で医療的ケアを実施するにあたっての各書類の提出が必要です。 ・担当看護師が、医療的ケアの実施に関して主治医や訪問看護ステーションの指導や助言が必要な場合は、保護者承諾のもと受診に同行します。（ただし、同行時に保護者に代わって医療行為は行わない。） ・担当看護師が、医療的ケアの実施に関して訪問看護ステーション等かかりつけの施設、病院から助言を得るために連絡を取り合うことがあります。 ・園では主治医の指示書に基づいて、医療的ケア及び緊急時の対応を行います。 ・お子さんの病態の変化等により、主治医の指示書と異なる状況や、市が規定する医療的ケアの内容以外の医療的ケアが必要になった場合は、園へ速やかに相談してください。 ・医療的ケアに必要な機器、物品等（以下「機器等」という。）は、全てお子さんが日常で使用しているものを持参してください。機器等を忘れたときは、いかなる場合も受け入れができません。 ・物品の補充、衛生管理、メンテナンス等は保護者が行ってください。 ・園で必要と判断した物品について、購入を依頼する可能性があります。 ・器具の故障、破損については学園で責任を負いません。
□	<p data-bbox="339 1435 647 1469">慣らし保育（親子通園）</p> <ul data-bbox="339 1487 1453 1715" style="list-style-type: none"> ・お子さんが新しい環境に慣れるとともに、医療的ケアを安全に実施するために一定の期間、保護者同伴で登園し、療育に参加してください。期間及び時間については、相談の上決めます。 ・お子さんの状態によっては、この間の療育時間の短縮や期間が延長、短縮されることがあります。
□	<p data-bbox="339 1738 724 1771">体調管理及び園の利用中止等</p> <ul data-bbox="339 1798 1453 2114" style="list-style-type: none"> ・やむを得ない事情により医療的ケアを行う看護師が勤務できない場合には、<u>保護者等が付き添いをしてください。また、療育中の医療的ケアの実施の体制が取れない場合には園の利用ができません。</u> ・登園前に健康観察をしてください。体温、顔色、食欲、睡眠の状態、機嫌等、いつもと違って体調がすぐれない場合には、園は利用できません。 ・発熱、下痢、嘔吐等、体調不良の場合には、熱がなくても感染の疑いがあるため、連絡が必ず取れるようにしてください。また、園が療育の継続が困難と判断したと

第3号様式（第7条関係）

	<p>きには、療育を中止し、保護者へお子さんの引き取りをお願いすることがあります。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・集団療育の場では、感染症にかかるリスクが高くなることも予想されるため、園内で感染症が一定数以上発生した場合には、園からの情報により、保護者が園を利用するかどうか判断してください。また、園の判断で利用を控えてもらうときがあります。 ・園が必要と認める場合には、主治医を受診してください。なお、その費用は保護者の負担となります。
<input type="checkbox"/>	<p>緊急時及び災害時の対応について</p> <ul style="list-style-type: none"> ・お子さんの体調の急変等緊急時及び災害時の対応については、医師の指示書や緊急時対応マニュアル（園が作成。）に記載されている対応・処置を行います。
<input type="checkbox"/>	<p>情報の共有</p> <ul style="list-style-type: none"> ・医療的ケアの必要なお子さんの安心で安全な療育を提供するために、保護者から提出された情報や申請内容等、必要に応じて関係者の間で共有することがあります。 ・お子さんの状況について、集団療育をする上で必要なことは、他の園児の保護者との間で共有する場合があります。
<input type="checkbox"/>	<p>退園等</p> <ul style="list-style-type: none"> ・瀬戸市のぞみ学園医療的ケア実施要綱に規定している医療的ケア内容以外の医療的ケアが必要となった場合は、原則として園の利用ができない場合があります。 ・療育等の人員、施設や設備の状況により、お子さんの受け入れができない場合があります。
<input type="checkbox"/>	<p>その他</p> <ul style="list-style-type: none"> ・医療的ケア児に関する窓口は園長（責任者）とします。不在時は園長代理が行います。 ・園との間で取り決めた事項を遵守してください。 ・瀬戸市のぞみ学園医療的ケア実施要綱に定めのない事項又は内容等に疑義が生じた場合には、その都度誠意をもって両者協議の上に取り決めます。 ・園と保護者双方で、1部ずつ本書を保管します。

（宛先）瀬戸市長

以上の医療的ケアを必要とする児童の療育に関する内容を確認し、同意しました。

年 月 日

保護者氏名

医療的ケア指示書

医療的ケアについて、下記のとおり指示いたします。

児童名		生年月日 (和暦)	年	月	日
主たる疾患名					

該当の指示内容にチェック・数値等を記入してください。

医療的ケアの内容	指示内容及び配慮事項
喀痰吸引	1 痰吸引 <input type="checkbox"/> 気管内 <input type="checkbox"/> 口腔内 <input type="checkbox"/> 鼻腔内 2 気管切開チューブ 種類 () サイズ () 3 吸引カテーテル サイズ () Fr 4 挿入の長さ <input type="checkbox"/> 気管内吸引 () cm <input type="checkbox"/> 口腔吸引 () cm <input type="checkbox"/> 鼻腔吸引 () cm
	実施上の留意事項 (気管内出血等があったときの対応、抜去時の対応等を含む)
呼吸管理	1 酸素吸入 流量 () L/分 2 ネブライザー吸入 実施時間・薬剤の種類 ()
	実施上の留意事項
経管栄養	1 種類 <input type="checkbox"/> 胃ろう <input type="checkbox"/> 経鼻 <input type="checkbox"/> 腸ろう 2 カテーテルサイズ・挿入の長さ () Fr () cm 3 実施時間、栄養剤の種類・量、注入時間 []
	実施上の留意事項 (胃残量があったとき、注入中にカテーテルが抜去したときの対応等を含む)

導尿	1 カテーテルサイズ・挿入の長さ () Fr 挿入の長さ () cm
	2 導尿のタイミング ()
	実施上の留意事項 (出血時の対応等を含む)
ストーマ	1 ストーマの部位 ()
	実施上の留意事項 (脱腸時の対応など)
その他の 医療ケア	
	実施上の留意事項
施設における生活上での注意・配慮事項	

記入日 年 月 日

医療機関名

住所・電話番号

医師名

医療的ケア計画

作成日： 年 月 日
 施設名： 瀬戸市のぞみ学園
 看護師氏名：
 評価日： 年 月 日

児童氏名		年齢	
ケアの計画と目標	[計画] [目標]		
ケアの内容			
問題点			
観察項目			
実施内容			
指導内容			
緊急時			

保護者サイン：

瀬戸市のぞみ学園

医療的ケア児の保護者 様

年 月 日
瀬戸市のぞみ学園長

水遊び、プール遊びの同意書について

日頃より、瀬戸市のぞみ学園の療育にご理解とご協力をいただきありがとうございます。
6月から水遊び、7月からプール遊びが始まります。この時期にしか経験できないことを
沢山盛り込んで、安全・感染対策に努めながら療育活動を行っていきたいと思います。
保護者の方に同意を頂いたうえでの参加とさせていただきますので、下記の同意書にご記
入後、提出をお願い致します。

—水遊び、プール遊びの実施についての承諾事項—

- 1 水遊びは、プールサイドでミニプールを用いて、水を浅く張って行います。
- 2 プール遊びは、プールに 30～50cm程度の水を張り、浮き輪の使用と医療的ケアに対
応した衣類の着用で行います。
- 3 当日の天候や外気温を考慮し、お子様の体調とケア面に注意をして行います。
- 4 安全面に十分配慮した環境調整や職員体制の確保を行います。

上記の内容をご確認の上で参加の有無の記入をお願いします。

* 該当項目に○印をつける

『 水遊び 』

参加する

参加しない (理由:)

『 プール遊び 』

参加する

参加しない (理由:)

年 月 日
園児名
保護者名

___年度

のぞみ学園での医療的ケアを要する園児の水あそび及びプールあそびに関する指示について

瀬戸市のぞみ学園長 様

下記の園児への水あそび及びプールあそびの実施に対して指示します。

記

1 園児氏名

2 指示項目 ※確認事項に○を記入してください。

・水あそびの実施

(可 ・ 不可)

・水あそびに必要な制限

(有 ・ 無)

※有の場合、具体的な制限について記入をお願いします。

[]

・プールあそびの実施

(可 ・ 不可)

・プールあそびに必要な制限

(有 ・ 無)

※有の場合、具体的な制限について記入をお願いします。

[]

・その他

[]

年 月 日

医療機関名 _____

電話番号 _____

医師名 _____ 印

救急（安心）カード

年度

ふりがな 氏名	様	性別 男 女	生年月日	西暦 年 月 日	年齢 歳
住所	〒				
連絡先	①	氏名	(続柄)		TEL
	②	氏名	(続柄)		TEL
	③	氏名	(続柄)		TEL
	その他	氏名	(続柄)		TEL
病名					
かかりつけ医 主治医名	①(Dr)	病院名	TEL	
	②(Dr)	病院名	TEL	
	その他(Dr)	病院名	TEL	
医療的ケア内容 * ○印 * 特記事項	気管切開管理				
	経管栄養管理				
	ストーマ管理				
	その他				
ケア情報 * 医療処置 (治療上注意点)					
特記事項 注意点 その他 * 訪問看護ST					

瀬戸市のぞみ学園 サイン